

令和5年5月8日

保護者の皆様

紀の川市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について

平素は、本市学校教育の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、3年余りもの間、新型コロナウイルス感染症により数々の対策や制限のある中で学校教育活動を行ってまいりました。保護者の皆様には、感染拡大防止のため、休日でも電話連絡をいただいたり、学級閉鎖による自宅待機にご協力いただいたりしましたことに深く感謝申し上げます。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されることから、今後の対応について下記のとおりお知らせします。

しかし、新型コロナウイルス感染症については、当分の間、常に流行の可能性があることから、学校においても引き続き感染拡大防止に努め、状況を見極めながら対応していきますので、今後ともご支援・ご協力をお願いいたします。

記

- マスクの着用は、個人の判断とします。
- 児童生徒の感染が判明した場合は出席停止となります。
 - ・感染が判明したら、学校まで連絡をお願いします。
(休日の紀の川市役所への連絡は不要となります。)
 - ・出席停止期間は、
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
 - ・出席停止期間が終わり登校する際、医療機関が発行する治癒証明書等の提出は不要です。
 - ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- 濃厚接触者の特定は行われません。
 - ・登校は可能ですが、児童生徒の体調には十分注意してください。
- 児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は、自宅での休養や医療機関への受診等、引き続きご協力をお願いします。
- 同一の学級等で感染経路不明の感染者が複数名発生した場合は、これまでどおり学級閉鎖等の措置を講じます。
また、学校において感染が流行している場合、一時的に活動場面に応じた対策を講じることがあります。
- 引き続き、差別やいじめ、誹謗中傷などがなく人権に配慮した行動をお願いします。